第２　新たな財産が発見された場合の特例

上記第１の２⑵記載の第２回弁済の完了後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、第２回弁済対象協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第２回弁済対象協定債権者の有する元本協定債権の額から750万円を控除した額の割合に応じて按分した額を支払う。この場合においては、第２回弁済対象協定債権者が上記第１の１⑵記載の規定により行った元本協定債権の残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第３３号

愛知県清須市阿原池之表81番地

再生債務者　愛知物産株式会社

主文　本件再生手続廃止決定後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、一般先取特権の実行もしくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求は除く。）をしてはならない。

平成22年４月23日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第２７号

名古屋市東区豊前町３丁目43番地の６

再生債務者　株式会社ペトロ二十一

主文　本件再生手続廃止決定後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、一般先取特権の実行もしくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求は除く。）をしてはならない。

平成22年４月23日

名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２２年（再）第２号

熊本市池田１丁目15番53号

再生債務者　株式会社武藤組

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　熊本市草葉町４―20富士火災熊本ビル７階　弁護士　江越　和信

平成22年４月23日

熊本地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号

埼玉県川越市脇田本町10番地18　プラネ川越204号室

再生債務者　佐藤　治邦

１　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年５月21日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年６月25日から平成22年７月９日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第１号

宮崎市千草町４番17号

再生債務者　アイ・シー・カード株式会社

１　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時30分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月25日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成22年７月13日から平成22年７月20日まで

宮崎地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号

青森県五所川原市字下平井町176番地

再生債務者　有限会社野輪商会

１　決議に付する計画案　平成22年４月８日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成22年５月26日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成22年５月19日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年５月19日

平成22年４月21日

青森地方裁判所第２民事部

平成２１年（再）第２号

青森県五所川原市字下平井町182番地１

再生債務者　野呂　尚司

１　決議に付する計画案　平成22年２月22日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成22年５月26日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成22年５月19日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年５月19日

平成22年４月21日

青森地方裁判所第２民事部

平成２１年（再）第３号

青森県五所川原市字下平井町189番地

再生債務者　野呂　敏子

１　決議に付する計画案　平成22年２月22日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成22年５月26日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成22年５月19日まで

平成22年４月21日

青森地方裁判所第２民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１４号

横浜市瀬谷区瀬谷４丁目13番地38

再生債務者　岩崎　　仁

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年４月23日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第５１号

大阪府三島郡島本町江川２丁目13番１号

再生債務者　株式会社新大阪スポーツ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年４月22日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第１号

福岡県大川市大字大橋423番地

再生債務者　アクト工業有限会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年４月21日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年４月21日　福岡地方裁判所柳川支部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号

群馬県渋川市渋川2762番地の１

再生債務者　有限会社栄進

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成22年４月21日　　前橋地方裁判所民事部

平成２０年（再）第６２号

大阪府豊中市名神口１丁目５番１号

再生債務者　株式会社ウラカワ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成22年４月22日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２７号

名古屋市東区豊前町３丁目43番地の６

再生債務者　株式会社ペトロ二十一

１　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　名古屋市中区錦３丁目５番31号ジブラルタ生命名古屋錦ビル６階　鈴木誠法律事務所　弁護士　鈴木　　誠

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成22年４月23日

名古屋地方裁判所民事第２部